

国税に関する一般的なご相談には

国税局電話相談センター

で対応しております。

STEP 1

まずは所轄の税務署に電話

鎌倉税務署 ☎0467-22-5591

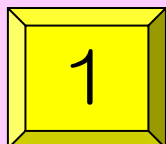
税務署におかけいただいた電話は、音声案内によりご案内します。

STEP 2

音声案内に従って、「1」をお選びください。

国税に関する一般的なご相談

- ・税法の解釈や適用方法
- ・申告や申請の手続方法



を選択

税務署の職員へご用の方

- ・税務署からの照会やお尋ねに関すること
- ・納税に関するご相談
- ・面接相談の事前予約



を選択

消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的な質問やご相談



を選択 ※

ご相談される内容の番号を選択

- 「1」インボイス制度の登録申請手続
- 「2」帳簿・請求書などの記載事項
- 「3」その他の軽減税率制度・インボイス制度について

国税局
電話相談センター

※ 通話料金は、おかけになった税務署までの料金です。

鎌倉税務署

ご用件をお伝えください。
担当職員が対応します。

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターオペレーターが対応します。

(8:30~9:00 まで及び回線が満線の場合は、国税局電話相談センターへつながります。)

裏面へ

※ 専用ダイヤル(0120-205-553)からも消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターをご利用いただけます。



STEP3

国税局電話相談センターへつながります。

音声案内に従って、相談内容の番号を選択してください。

★ 相談内容の番号は、音声案内の途中でも選択できます。

- 1 所得税
(個人の方の給与・事業・不動産及び年金などの収入、医療費控除・住宅ローン控除など)
- 2 源泉所得税・年末調整・支払調書
(給与などの源泉徴収・非居住者に対する課税など)
- 3 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価
(不動産や株式等を売却した場合・財産を相続した場合など)
- 4 法人税
(法人税の申告手続・法人を設立した場合の届出など)
- 5 消費税・印紙税
(消費税の基本的なしくみ・課税の対象・印紙税額など)
- 6 上記以外の国の税金について
(上記1から5以外の国の税金及び納税に関する一般的なご相談・相談先がご不明な場合)

国税庁ホームページもご利用ください。

国税庁

検索

国税に関する一般的なご質問に対する回答を、**タックスアンサー**や**チャットボット**でお調べいただけます。

【アクセス方法】

国税庁ホームページ>税の情報・手続・用紙>税について調べる

>「**タックスアンサー（よくある税の質問）**」

>「**チャットボット（ふたば）に質問する**」

税務署での面接相談は、事前予約が必要です!

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしておりますので、あらかじめ所轄の税務署に電話し（音声案内に従い「2」を選択）、事前に相談日時等を予約いただくようお願いいたします。

